

II 調査結果の概要

1 政策・施策・事業体系について

<1. 政策・施策・事業体系の構築状況について>

自治体として統一された（一本化された）階層的な政策・施策・事業体系の構築状況については、「1. 構築されている」又は「2. ある程度構築されている」と回答した自治体が、都道府県においては全体の 78.3%、政令指定都市においては全体の 77.7%となつた。従つて、階層的な政策・施策・事業体系は全体の 8 割近くの自治体で構築されていることが明らかになつた。（問 1・p16）

<2. 政策・施策・事業体系の公開状況について>

自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系の公開状況については、「1. 公開されている」と回答した自治体が、都道府県においては全体の 96.6%、政令指定都市においては全体の 100.0%となつた。従つて、自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系が構築されている自治体のほぼ全てが、その体系を公開していることが明らかになつた。（問 1－1・p17）

<3. 政策・施策・事業体系構築の根拠について>

自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系構築の根拠については、都道府県、政令指定都市共に「1. 総合計画」を体系構築の根拠としている自治体が最も多いうことが明らかになつた（都道府県が 89.7%、政令指定都市が 100.0%）。（問 1－2・p17～p18）

<4. 政策・施策・事業体系構築が不十分である理由について>

階層的な政策・施策・事業体系の構築が不十分である理由については、都道府県においては「1. 政策・施策・事業はそれぞれ確立されているが階層的な体系にはなつていない」、「2. 政策・施策・事業の一部が欠けている又は不十分である」と回答したのが各 1 都道府県、「3. 政策分野ごとに階層的な体系は確立しているが自治体として統一されていない」と回答したのが 2 都道府県という結果が得られた。（問 1－3・p18～p19）

<5. 政策・施策・事業体系を構築している部署について>

政策・施策・事業体系を構築している部署については、都道府県においては「1. 政策評価を専門的に扱う部署」(48.6%) が最も多く、次いで「2. 各政策分野を担当する部署」(40.5%)、「3. 総合計画を担当する部署」(32.4%) となつてゐることが明らかになつた。一方、政令指定都市においては「2. 各政策分野を担当する部署」(44.4%)、「1. 政策評価を専門的に扱う部署」(33.3%) が多く、「3. 総合計画を担当する部署」(11.1%) は少ないことが明らかになつた。（問 2・p19）

<6. 政策・施策・事業体系構築の際の外部有識者意見の反映について>

政策・施策・事業体系を構築する際に、外部有識者の意見を取り入れているかどうかについては、「1. 取り入れている」又は「2. ある程度取り入れている」と回答した自治体が、都道府県においては全体の 67.5%、政令指定都市においては全体の 66.6%となつた。従つて、全体の 7 割近くの自治体が政策・施策・事業体系を構築する際に「外部有識者の意見を取り入れている」ということが明らかになつた。(問 3・p 20)

<7. 政策と施策、施策と事業の関係について>

政策と施策がそれぞれ目的と手段として適切な関係になっているかどうかについては、「1. なつて いる」又は「2. ある程度なつて いる」と回答した自治体が、都道府県においては 78.4%、政令指定都市においては 88.8%と、都道府県においては 8 割近く、政令指定都市においては 9 割近くの自治体において目的と手段の関係が確立していることが明らかになつた。施策と事業の関係については、「1. なつて いる」又は「2. ある程度なつて いる」と回答した自治体が、都道府県においては 86.4%、政令指定都市においては 100%と、政策と施策の関係以上に多くの自治体において目的と手段の関係が確立されていることが明らかになつた。(問 4・p 20～p 21)

<8. 政策数・施策数・事業数について>

政策数は都道府県、政令指定都市共に「20 未満」が最も多く（都道府県が 40.5%、政令指定都市が 44.4%）、次いで「20 以上 40 未満」となつて いる（都道府県が 21.6%、政令指定都市が 33.3%）。施策数は都道府県、政令指定都市共に「50 以上 100 未満」が最も多く（都道府県は 27.0%、政令指定都市は 44.4%）、次いで「100 以上 150 未満」となつて いる（都道府県は 18.9%、政令指定都市は 22.2%）。事業数は都道府県において「500 未満」、「500 以上 1000 未満」の順に多く（各 27.0%， 24.3%）、次いで「1000 以上 1500 未満」、「1500 以上 2000 未満」となつて いる（各 16.2%）。政令指定都市においては「500 未満」（44.4%）、「1000 以上 1500 未満」（38.3%）、「1500 以上 2000 未満」（11.1%）、「2500 以上」（11.1%）の順となつて いることが、それぞれ明らかになつた。(問 5・p 22～p 23)

<9・PDS(PDCA)サイクルの確立状況について>

PDS (PDCA) サイクルの確立状況については、都道府県、政令指定都市共に「4. 事業レベルの PDS (PDCA) サイクル」が確立されている自治体が最も多いことが明らかになつた（都道府県は 64.9%、政令指定都市は 55.6%）。都道府県においては以下「3. 施策レベルの PDS (PDCA) サイクル」（59.5%）、「1. 自治体のマネジメントサイクルとしての PDS (PDCA) サイクル」（29.7%）の順となつて おり、政令指定都市においては以下「1. 自治体のマネジメントサイクルとしての PDS (PDCA) サイクル」（33.3%）、「3. 施策レベルの PDS (PDCA) サイクル」（22.2%）の順となつて いることが、それぞれ明らかになつた。(問 6・p 24)

2 政策評価の仕組み(システム)について

<10. 政策評価を専門的に扱う部署について>

政策評価を専門的に扱う部署については、「1. ある」と回答した自治体が、都道府県においては 97.3%、政令指定都市においては 66.7% となった。従って、都道府県においてはほぼ全ての自治体が、政令指定都市においても全体の 7 割近くの自治体が、政策評価を専門的に扱う部署を設置していることが明らかになった。その規模（人数）については、都道府県においては「5 人以上 10 人未満」（45.9%）が最も多く、次いで「5 人未満」（35.1%）、「10 人以上 15 人未満」（8.1%）の順となっており、政令指定都市においては「10 人以上 15 人未満」（33.3%）が最も多く、次いで「5 人以上 10 人未満」（22.2%）、「5 人未満」（11.1%）の順となっていることが、それぞれ明らかになった。（問 7・p 25～p 26）

<11. 政策評価を専門的に扱う部署と事業主体である部署との評価情報の共有状況について>

政策評価を専門的に扱う部署と事業主体である部署との評価情報の共有状況については、都道府県、政令指定都市共に「1. 十分に行われている」という回答が最も多くなった（都道府県が 67.6%、政令指定都市が 66.7%）。一方で「3. 共有自体行われていない」と回答した自治体はなく、評価情報の共有が全体の 7 割近くの自治体で積極的に行われていることが明らかになった。（問 8・p 26～p 27）

<12. 政策評価の目的について>

政策評価の目的については、都道府県においては「1. 自治体の行政活動の住民へのわかりやすい情報提供」（64.9%）、「2. アカウンタビリティーの確保」（86.5%）、「5. 効率的で質の高い行政運営」（86.5%）、「6. 住民が求める効果的・効率的な行政サービスの提供」（67.6%）等が多くなっており、次いで「7. 政策のシフトや重点化」（48.6%）、「8. 行政の政策形成能力の向上」（51.4%）が多くなっていることが明らかになった。政令指定都市においても「1. 自治体の行政活動の住民へのわかりやすい情報提供」（77.8%）、「2. アカウンタビリティーの確保」（100.0%）、「5. 効率的で質の高い行政運営」（100.0%）等が多くなっていることが明らかになった。（問 9・p 27～p 28）

<13. 政策評価の根拠について>

政策評価の根拠については、都道府県、政令指定都市共に「3. 要綱・要領」が最も多いことが明らかになった（都道府県が 62.2%、政令指定都市が 55.6%）。一方で、政策評価の根拠が「1. 条例」となっている自治体は、都道府県において全体の 8.1%、政令指定都市において全体の 22.2% と低い水準となっていることも明らかになった。（問 10・p 28）

<14. 政策評価の視点について>

政策評価の視点については、都道府県、政令指定都市共に「1. 必要性」（都道府県が 78.4%、政令指定都市が 66.7%）、「2. 有効性」（都道府県が 78.4%、政令指定都市が 77.8%）、「4. 効率性」（都道府県が 83.8%、政令指定都市が 88.9%）が多くなっていることが明らかになった。（問 11・p 29）

<15. 政策評価の主体について>

政策評価の主体については、「1. 内部評価（評価主体が自治体）」と回答した自治体が、都道府県において全体の 97.3%、政令指定都市において全体の 100.0%となった。一方で「2. 外部評価（評価主体が外部有識者で構成される委員会）」と回答した自治体が、都道府県において全体の 35.1%、政令指定都市において全体の 44.4%となり、自治体の政策評価は主に自治体による内部評価が中心であることが明らかになった。(問 1 2・p 30)

<16. 政策評価の対象について>

評価の対象について政策・施策・事業別に質問したところ、政策については、都道府県、政令指定都市共に「4. 評価を行っていない」と回答した自治体が最も多いという結果になった(都道府県が 51.4%、政令指定都市が 66.7%)。施策については「1. 全ての施策」と回答した自治体が都道府県においては 51.4%、政令指定都市においては 44.4%と最も多くなった。「2. 大部分の施策」と合わせると都道府県が 73.0%、政令指定都市が 55.5%となる。事業については、都道府県においては「2. 大部分の事業」(54.1%)、政令指定都市においては「1. 全ての事業」(55.6%)と回答した自治体が最も多くなった。「1. 全ての事業」と「2. 大部分の事業」を合計すると都道府県においては 73.0%、政令指定都市においては 77.8%となる。従って、施策や事業を対象とした評価が活発に実施されている一方で、政策を対象とした評価はあまり実施されていないことが明らかになった。(問 1 3・p 30～p 32)

<17. 政策評価の時点について>

政策評価の時点については、都道府県、政令指定都市共に「3. 事後評価」が最も多くなった(都道府県が 86.5%、政令指定都市では 88.9%)。「1. 事前評価」は都道府県において 40.5%、政令指定都市において 33.3%、「2. 事中評価」は都道府県において 37.8%、政令指定都市において 44.4%という結果になった。従って、自治体の政策評価は事後評価を中心に実施されていることが明らかになった。(問 1 4・p 32～p 33)

<18. 事前評価を実施する場合について>

問 1 4において事前評価を行っていると回答した(「1. 事前評価」を選択した)自治体を対象として、どのような場合に事前評価を行うのかを質問したところ、都道府県、政令指定都市共に「3. 新たな事業を導入する場合」という回答が最も多くなった(都道府県が 80.0%、政令指定都市が 66.7%)。他に「6. 既存事業について継続するか廃止するかを判断する場合」や「7. 大規模投資の意思決定をする場合」という回答を得られたことを考慮すると、事前評価は主に事務事業レベルで行われていると考えられる。(問 1 4-1・p 33～p 34)

<19. 政策評価結果の反映状況について>

政策評価結果の反映状況については、都道府県においては「1. 政策・施策・事業の企画立案（政策・施策・事業展開の方向性の確認・検討）」(70.3%)、「3. 政策・施策・事業の企画立案（政策・施策・事業の見直し・廃案）」(83.8%)、「5. 予算への反映（各部署の予算編成作業への情報提供）」(83.8%)が多くなっており、政令指定都市においては「3. 政策・施策・事業の企画立案（政策・施策・事業の見直し・廃案）」(77.8%)、「5. 予算への反映（各部署の予算編成作業への情報提供）」(77.8%)が多くなっていることが、それぞれ明らかになった。(問15・p34～p35)

<20. 政策評価システム構築に際しての外部有識者意見の反映について>

政策評価システム構築に際して外部有識者の意見を取り入れているかどうかについては、都道府県、政令指定都市共に「1. 取り入れている」と回答した自治体が最も多くなった（都道府県が48.6%、政令指定都市が55.6%）。「2. ある程度取り入れている」と合計すると都道府県が70.2%、政令指定都市が66.7%となる。従って約7割の自治体が、政策評価システム構築に際して外部有識者の意見を取り入れていることが明らかになった。(問16・p35～p36)

3 政策評価の指標について

<21. 評価指標の確立状況について>

評価指標が施策・事業ごとに確立されているかどうかについて、「1. 確立されている」と回答した自治体が、都道府県において 27.0%、政令指定都市において 22.2%、「2. ある程度確立されている」と回答した自治体が、都道府県において 54.1%、政令指定都市において 22.2%という結果になった（「1. 確立されている」と「2. ある程度確立されている」の合計は都道府県で 81.1%、政令指定都市で 44.4%）。従って、都道府県においては全体の約 8 割の自治体で評価指標が確立されていることが明らかになった。（問 17・p37）

<22. 数値目標の設定状況について>

政策に関する数値目標の設定状況については、「4. 設定されていない」と回答した自治体が、都道府県において 45.9%、政令指定都市においては 55.6%と最も多くなった。施策に関する数値目標の設定状況については、都道府県、政令指定都市において「1. 全てに設定されている」と「2. ある程度設定されている」の合計がそれぞれ 75.6%、33.3%と、政策に関する数値目標の設定状況よりは進んでいることが明らかになった。一方で、政令指定都市においては「4. 設定されていない」が 33.3%と都道府県に比べて施策に関する数値目標の設定が進んでいないことも明らかになった。事業に関する数値目標の設定状況については、「1. 全てに設定されている」と「2. ある程度設定されている」の合計が都道府県においては 75.7%、政令指定都市においては 66.6%と、施策に関する数値目標の設定状況よりもさらに進んでいることが明らかになった。（問 18・p38～p40）

<23. 評価指標値の客観性について>

評価指標値が客観的なデータ等に基づくものかどうかについては、「1. 基づくものになっている」と「2. ある程度基づくものになっている」の合計が、都道府県においては 86.5%、政令指定都市においては 88.9%と多くなっている。従って、9 割近くの自治体において評価指標値が客観的なデータ等に基づくものになっていることが明らかになった。（問 19・p40）。

<24. 評価指標への住民意向や住民情報の反映について>

評価指標への住民意向や住民情報の反映については、「1. 反映したものになっている」と「2. ある程度反映したものになっている」の合計が、都道府県においては 40.5%、政令指定都市においては 33.3%であることが明らかになった。一方で「4. あまり反映したものにはなっていない」と「5. 反映したものにはなっていない」の合計は、都道府県において 21.6%、政令指定都市においては 22.2%となっており、住民意向や住民情報の反映が行われていない自治体もあることが明らかになった。（問 20・p41）

<25. 評価指標における外部有識者意見の反映について>

評価指標における外部有識者の意見の反映については、「1. 取り入れている」と「2. ある程度取り入れている」の合計が都道府県において 48.6%、政令指定都市において 44.4% となった。一方で「4. あまり取り入れていない」と「5. 取り入れていない」の合計が都道府県において 29.7%、政令指定都市において 55.5% となっており、評価指標への外部有識者意見の反映が実施されていない自治体もあることが明らかになった。(問 2 1・p41～p42)

<26. 評価時点別の指標の設定について>

事前評価・事後評価別に評価指標が設定されているかどうかについては、都道府県、政令指定都市共に「3. 事後評価のみ設定されている」という回答が最も多い (都道府県は 56.8%、政令指定都市は 77.8%)。一方で「1. 事前評価・事後評価共に設定されている」と回答した自治体は都道府県においては 27.0%、政令指定都市においては 0.0%、「2. 事前評価のみ設定されている」と回答した自治体は都道府県においては 2.7%、政令指定都市においては 11.1% と、評価指標は主に事後評価を対象に設定されていることが明らかになった。(問 2 2・p42～p43)

<27. 圏域別・世代別のデータの把握について>

評価指標に基づくデータの中で圏域別・世代別に把握されるべきものが圏域別・世代別に把握されているかどうかについては、都道府県、政令指定都市共に「5. 圏域別・世代別に把握されるべき評価指標が設定されていない」という回答が最も多くなった (都道府県が 62.2%、政令指定都市が 44.4%)。(問 2 3・p43～p44)

<28. データ分析の際の科学的・学術的手法の導入状況について>

評価指標に基づくデータを分析する際に科学的・学術的な手法を取り入れているかどうかについては、「4. あまり取り入れていない」と「5. 取り入れていない」の合計が、都道府県においては 59.5%、政令指定都市においては 66.6% となった。一方で「1. 取り入れている」と「2. ある程度取り入れている」の合計が、都道府県においては 13.5%、政令指定都市においては 33.3% と、評価指標に基づくデータの分析に科学的・学術的な手法を取り入れている自治体はあまり多くないことが明らかになった。(問 2 4・p44～p45)

<29. 科学的・学術的手法の内容について>

問 2 4において、評価指標に基づくデータの分析に科学的・学術的な手法を取り入れていると回答した (「1. 取り入れている」または「2. ある程度取り入れている」を選択した) 自治体を対象にその具体的な内容を質問したところ、都道府県においては「1. 基本統計量分析 (平均値・中央値・分散・四分偏差等)」、「2. 散布図・相関分析」、「4. 確率分布・分布関数分析」、「16. ベンチマー킹」といった回答を得た。政令指定都市においては「1. 基本統計量分析 (平均値・中央値・分散・四分偏差等)」、「7. 費用効果分析」、「16. ベンチマーキング」といった回答を得た。

(問 2 4-1・p45～p46)

4 政策評価における第三者評価(外部評価)について

<30. 第三者評価(外部評価)の主体について>

第三者評価(外部評価)の主体については、「1. 専門機関(外部有識者で構成される委員会)」が都道府県において40.5%、政令指定都市において55.6%となった。一方で「4. 外部評価を取り入れていない」自治体が都道府県で43.2%、政令指定都市で44.4%と、第三者評価(外部評価)を政策評価システムに取り入れていない自治体も多いことが明らかになった。(問25・p)

<31. 第三者評価(外部評価)の対象について>

政策を対象とした第三者評価(外部評価)については、「4. 外部評価を行っていない」と回答した自治体が、都道府県においては43.2%、政令指定都市においては55.6%と最も多くなった。施策を対象とした第三者評価についても「4. 外部評価を行っていない」と回答した自治体が、都道府県においては29.7%、政令指定都市においては44.4%と多くなった。一方で「1. 全ての施策」と「2. 大部分の施策」の合計が都道府県においては24.3%、政令指定都市においては11.1%と、まだ多くはないが政策レベルの第三者評価(外部評価)に比べて導入が進んでいることも明らかになった。事業を対象とした第三者評価(外部評価)についても「4. 外部評価を行っていない」と回答した自治体が、都道府県においては45.9%、政令指定都市においては33.3%と多くなっている。政策・施策・事業の他に、「1. 自治体の政策評価システム」を第三者評価(外部評価)の対象として挙げたのは、都道府県においては21.6%、政令指定都市においては22.2%であった。(問26・p~p)

<32. 第三者評価(外部評価)の根拠について>

問25において第三者評価(外部評価)を取り入れていると回答した自治体を対象に、第三者評価(外部評価)の根拠について質問したところ、都道府県、政令指定都市共に「3. 要綱・要領」が最も多いことが明らかになった(都道府県が68.2%、政令指定都市が60.0%)。都道府県においては次いで「1. 条例」(21.1%)、「6. 特に根拠はない」(10.5%)の順となった。政令指定都市においては次いで「1. 条例」、「2. 規則」(共に20.0%)となった。(問27・p~p)

<33. 第三者評価(外部評価)と自治体の政策評価システムの関連性について>

第三者評価(外部評価)と自治体の政策評価システムの関連性については、「1. 密接に関連付けられている」と「2. ある程度関連付けられている」の合計が、都道府県においては89.5%、政令指定都市においては80.0%と多くなっており、都道府県においては9割近くの、政令指定都市においては8割の自治体において第三者評価と自治体の政策評価システムの関連付けが確保されていることが明らかになった。(問28・p~p)

<34. 第三者評価(外部評価)の位置付けについて>

問28において第三者評価(外部評価)が自治体の政策評価システムに関連付けられていると回答した(「1. 密接に関連付けられている」又は「2. ある程度関連付けられている」と回答した)自治体を対象に、第三者評価(外部評価)の政策評価システムの中での位置付けについて質問したところ、都道府県においては「2. 自治体自己評価の客観性の担保」(64.7%)、「3. 自治体自己評価の透明性の担保」(47.1%)、「5. 多様な意見の反映」(47.1%)が多く、政令指定都市においては「2. 自治体自己評価の客観性の担保」(75.0%)が多いことが、それぞれ明らかになった。(問28-1・p~p)

<35. 第三者評価(外部評価)結果の反映について>

第三者評価(外部評価)結果の反映については、都道府県、政令指定都市共に「4. 自治体の政策評価(自己評価)結果と合わせて政策・施策・事業の企画立案に反映」(都道府県は73.7%、政令指定都市は80.0%)、「5. 自治体の政策評価(自己評価)結果と合わせて予算に反映」(都道府県は47.4%、政令指定都市は60.0%)が多くなっている。一方で「1. 第三者評価(外部評価結果)がそのまま政策・施策・事業の企画・立案に反映」(都道府県は5.3%、政令指定都市は0.0%)、「2. 第三者評価(外部評価結果)がそのまま予算に反映」(都道府県、政令指定都市共に0.0%)、「3. 第三者評価(外部評価結果)がそのまま組織運営に反映」(都道府県、政令指定都市共に0.0%)と回答した自治体はほとんど無く、第三者評価(外部評価)結果がそのまま反映されるのではなく、自治体の自己評価結果と合わせて反映されるケースが多いことが明らかになった。(問29・p~p)

5 政策評価における住民参加について

<36. 政策評価の情報開示について>

政策評価の情報開示については、「1. 積極的に開示している」と回答した自治体が、都道府県においては 97.3%、政令指定都市においては 100.0% と、ほぼ全ての自治体が積極的に開示していることが明らかになった。(問 3 0・p)

<37. 政策評価の情報開示の内容について>

政策評価の情報開示の内容については、都道府県においては「1. 全ての評価結果（評価書及びその要旨）」(83.8%) や「3. 評価に係る事項（評価システムの概要・評価プロセス等）」(78.4%) が多く、政令指定都市においては「1. 全ての評価結果（評価書及びその要旨）」(88.9%) が多いことが、それそれ明らかになった。(問 3 1・p)

<38. 政策評価の情報開示の方法について>

政策評価の情報開示の方法については、都道府県においては「1. インターネット（自治体のホームページ）」(94.6%)、「3. 行政窓口」(73.0%)、「4. マスコミを通じた公表（報道発表）」(70.3%) が多く、政令指定都市においては「1. インターネット（自治体のホームページ）」(100.0%)、「2. 広報誌」(55.6%)、「3. 行政窓口」(66.7%)、「4. マスコミを通じた公表（報道発表）」(66.7%) が多いことが、それそれ明らかになった。(問 3 2・p)

<39. 政策評価の情報開示方法の工夫について>

政策評価の情報開示方法の工夫については、都道府県、政令指定都市共に「1. 評価の目的・手法についての説明を徹底している」が最も多くなった（都道府県が 51.4%、政令指定都市が 55.6%）。都道府県においては次いで「4. 図や表を有効に使って視覚的に理解しやすいように工夫されている」(43.2%)、「3. 評価結果が今後の政策の展開にどのように反映されていくのかをしっかり説明している」(27.0%) となっている。なお「5. その他」の回答として「県政モニター等県民の意見を聞きわかりやすい評価となるよう検討している」や「専門用語をできる限り使わないように指導している」といった回答を得た。(問 3 3・p)

<40. 政策評価への住民参加の形態について>

政策評価への住民参加の形態については、都道府県においては「3. パブリックコメント（電子メールによる住民意見の公募）」(45.9%)、「5. パブリックコメント（電話・FAX を利用した住民意見の公募）」(32.4%)、「4. パブリックコメント（郵便を利用した住民意見の公募）」(29.7%)、「6. パブリックコメント（行政窓口を利用した住民意見の公募）」、「10. 住民調査（一方向）」(共に 24.3%) の順となり、政令指定都市においては「3. パブリックコメント（電子メールによる住民意見の公募）」、「4. パブリックコメント（郵便を利用した住民意見の公募）」、「5. パブリックコメント（電話・FAX を利用した住民意見の公募）」、「10. 住民調査（一方向）」が 33.3% となった。(問 3 4・p)

<41. 政策評価への住民参加を促すための取り組みについて>

政策評価への住民参加を促すための取り組みについては、都道府県、政令指定都市共に「4. 広報活動（ホームページ）」が最も多いうことが明らかになった（都道府県が81.1%、政令指定都市が55.6%）。（問35・p）

<42. 政策評価への住民満足度調査の導入状況について>

政策評価に住民満足度調査を取り入れている自治体は、都道府県においては全体の43.2%、政令指定都市においては全体の44.4%であることが明らかになった。（問36・p～p）

<43. 住民満足度調査の内容について>

問36において、住民満足度調査を取り入れていると回答した（「1. 取り入れている」を選択した）自治体を対象に、住民満足度調査の概要（「調査対象」、「対象人数」、「回収率」、「標本抽出法」、「評価指標」、「評価スケール」、「調査手法」、「評価資料の添付（評価情報の提供）」、「反映」の9項目）について質問したところ、調査対象については都道府県、政令指定都市共に「1. 一般住民（一般県民・一般市民）」が100%となった。対象人数については、都道府県、政令指定都市共に「2000人以上4000人未満」が最も多くなった（都道府県が43.8%、政令指定都市が75.0%）。回収率については、都道府県において「40%以上60%未満」（50.0%）が最も多く、次いで「60%以上80%未満」、「80%以上」（共に18.8%）、「20%以上40%未満」（12.5%）の順となっている。政令指定都市においては「40%以上60%未満」と「80%以上」が共に25.0%となっている。標本抽出法については、「1. 無作為抽出」が都道府県では100.0%、政令指定都市では75.0%とほぼ全ての自治体が無作為抽出を行っていることが明らかになった。評価指標については、都道府県、政令指定都市共に「1. 満足度」（都道府県が81.3%、政令指定都市が75.0%）と「2. 重要度・重視度」（都道府県、政令指定都市共に50.0%）が多くなった。評価スケールについては、都道府県、政令指定都市共に「1. 段階評価」が100.0%となった。段階評価では4段階評価と5段階評価が多くなっている。調査手法については、都道府県、政令指定都市共に「1. 郵送調査」が最も多くなった（都道府県が75.0%、政令指定都市が50.0%）。住民満足度調査を行う際に、評価のための情報（自治体が展開している政策・施策・事業に関する情報）を提供しているか（評価資料を添付しているか）については、都道府県、政令指定都市共に「2. なし」が最も多くなった（都道府県が62.5%、政令指定都市では75.0%）。住民満足度調査の結果の反映については、「1. 自治体の政策評価に活用し政策展開に反映」が多くなった（都道府県が93.8%、政令指定都市が50.0%）。（問36-1・p～p）

6 保健医療福祉政策評価の指標について

保健医療福祉政策・施策の分野に限定した形で、施策レベルの評価指標の内容について質問を行った。対象となる自治体は、施策評価を行っている自治体（問13の「施策」において「1. 全ての施策」又は「2. 大部分の施策」と回答した自治体）とした（32自治体）。ただし施策評価を実施していても、全ての評価指標について現在検討中である自治体（1自治体）についてはこれを除外した。また集計対象となる評価指標は「施策との関連性が認められるもの」とし、事務事業のみに関連性が認められる評価指標等は除外した。対象となる指標について、評価指標数、保健政策（健康維持増進関連施策）、医療政策（地域医療機能整備関連施策）、福祉政策1（児童家庭福祉関連施策）、福祉政策2（障害者福祉関連施策）、福祉政策3（高齢者福祉関連施策）、福祉政策4（その他の福祉施策）別に集計を行った。

<44. 保健医療福祉施策に係る評価指標数について>

保健医療福祉施策に係る評価指標数については、「20以上40未満」が最も多くなった（38.7%）。次いで「40以上60未満」が22.6%、「20未満」と「60以上」が共に19.4%となっている。

（問37・p）

<45. 保健政策分野（健康維持増進関連施策）における評価指標について>

保健政策分野（健康維持増進関連施策）については、「1. 死亡率（生活習慣病等）」を評価指標として設定している自治体が全体の48.4%、以下「2. 基本健康診査受診率」が45.2%、「3. がん検診受診率」と「4. 住民調査結果」が19.4%となっている。「5その他」としては「結核罹患率」、「健康教室実施回数」、「市町村健康づくり計画策定率」、「喫煙率」等の回答を得た。（問37・p）

<46. 医療政策分野（地域医療機能整備関連施策）における評価指標について>

医療政策分野（地域医療機能整備関連施策）については「17. 看護職員数」を評価指標として設定している自治体が全体の45.2%と最も高く、次いで「16. 医師数・歯科医師数」、「19. 献血者数（率）・骨髓バンク登録者数（率）」（共に35.5%）「13. 小児救急医療体制整備数（率）」（29.0%）、「14. 医療相談窓口設置数（率）・受付件数（率）」（25.8%）となっている。「21. その他」としては「地域医療連携推進事業実施地区数」、「メディカルネットワーク参加医療機関数」、「無医地区数」等の回答を得た。（問37・p～p）

<47. 福祉政策分野（児童家庭福祉関連施策）における評価指標について>

福祉政策分野（児童家庭福祉関連施策）については、「8. 地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンター・つどいの広場等設置数（率）」を評価指標として設定している自治体が全体の67.7%と最も多く、次いで「5. 延長保育実施保育所数（率）」、「9. 放課後児童クラブ設置数（率）」（共に54.8%）、「2. 乳児死亡率・周産期死亡率・幼児死亡率」（41.9%）となっている。「14. その他」としては「合計特殊出生率」、「幼児健康診査受診率」、「児童扶養手当を受けていない母子家庭の割合」等の回答を得た。（問37・p）。

<48. 福祉政策分野(障害者福祉関連施策)における評価指標について>

福祉政策分野（障害者福祉関連施策）については、「4. 知的・精神障害者グループホーム整備数・定員数・利用者数（率）」を評価指標として設定している自治体が全体の61.3%と最も多く、次いで「8. 授産施設・小規模授産所整備数・定員数・利用者数（率）」(48.4%)、「9. 障害者雇用数・福祉的就労障害者数」(41.9%)となっている。「11. その他」としては「入所施設から地域生活に移行する者の割合」、「ホームヘルプサービス利用状況」、「障害者ケアマネジメント事業実施市町村数」等の回答を得た。（問37・p）

<49. 福祉政策分野(高齢者福祉関連施策)における評価指標について>

福祉政策分野（高齢者福祉関連施策）については、「6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）定員数（床数）・供給率」を評価指標として設定している自治体が全体の58.1%と最も多く、次いで「3. シルバー人材センター設置数・登録会員数・継続雇用実施企業数（率）」(45.2%)、「2. 平均自立期間（健康寿命）・介護を受けないで生活できる高齢者の割合」、「7. 介護老人保健施設定員数（床数）・供給率」(共に38.7%)となっている。「20. その他」としては「高齢者緊急通報体制整備率」、「介護教室を実施する市町村割合」、「小規模多機能施設設置市町村割合」、「介護保険ネットワークアクセス件数」等の回答を得た。（問37・p～p）

<50. 福祉政策分野(その他の福祉施策)における評価指標について>

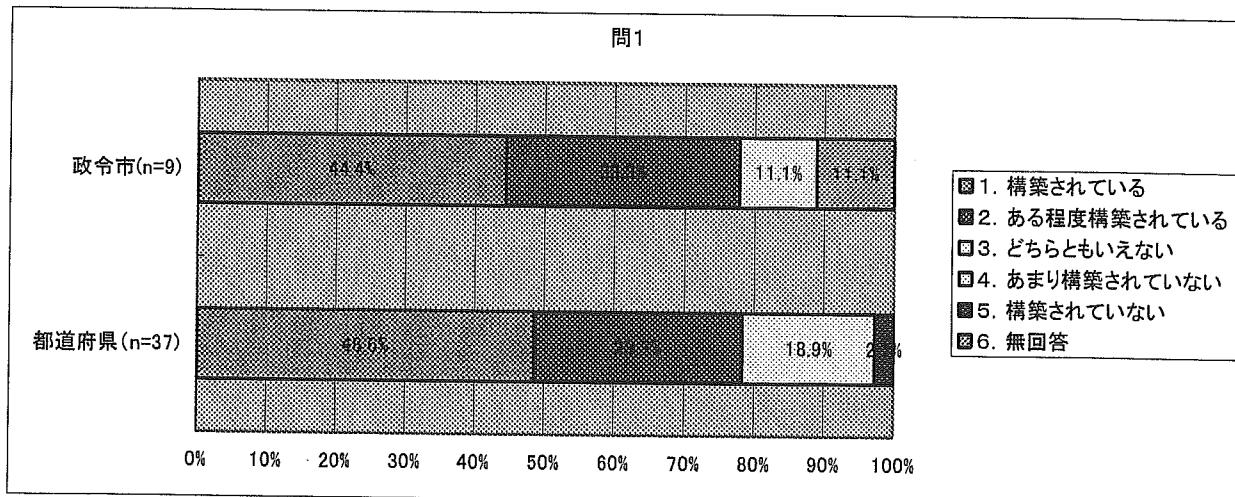
福祉政策分野（その他の福祉施策）については、「4. バリアフリー整備率」を評価指標として設定している自治体が全体の96.8%と最も多く、次いで「1. 福祉人材確保数・養成数」(74.2%)、「2. 福祉ボランティア数（参加率）」(58.1%)となっている。「6. その他」としては「地域福祉権利擁護事業利用者数」、「市町村地域福祉計画策定数（率）」、「社会福祉事業者の苦情処理体制の整備率」等の回答を得た。（問37・p）

III 調査結果

1 政策・施策・事業体系について

問1 自治体として統一された(一本化された)階層的な政策・施策・事業体系が構築されていますか(単一回答)。

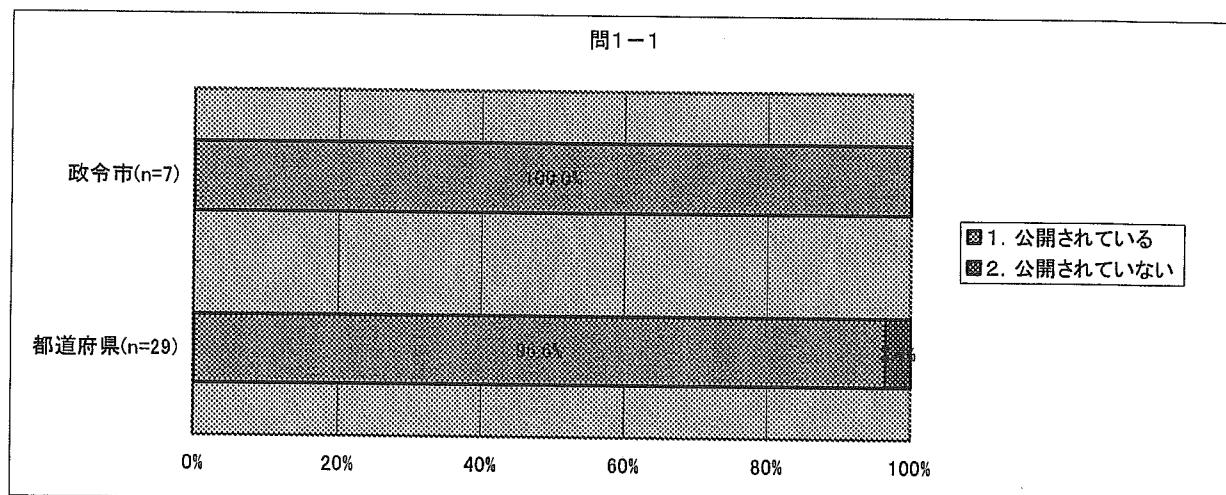
	1. 構築されている	2. ある程度構築されている	3. どちらともいえない	4. あまり構築されていない	5. 構築されていない	6. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	18 48.6%	11 29.7%	7 18.9%	0 0.0%	1 2.7%	0 0.0%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	4 44.4%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	9 100.0%



自治体として統一された(一本化された)階層的な政策・施策・事業体系の構築状況については、「1. 構築されている」又は「2. ある程度構築されている」と回答した自治体が、都道府県においては全体の78.3%、政令指定都市においては全体の77.7%となった。従って、階層的な政策・施策・事業体系は大部分の自治体で構築されていることが明らかになった。

問1－1 問1で1か2と回答された方にお聞きします。自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系が公開されていますか(単一回答)。

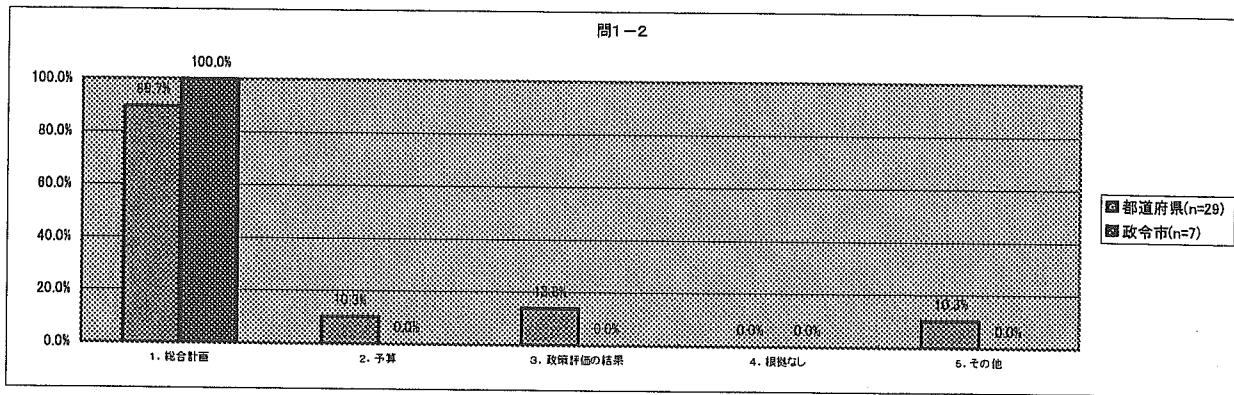
	1. 公開されている	2. 公開されていない	計
都道府県(n=29) (%)	28 96.6%	1 3.4%	29 100.0%
政令市(n=7) (%)	7 100.0%	0 0.0%	7 100.0%



自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系の公開状況については、「1. 公開されている」と回答した自治体が、都道府県においては全体の 96.6%、政令指定都市においては全体の 100.0% となった。従って、自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系が構築されている自治体のほぼ全てが、その体系を公開していることが明らかになった。

問1－2 問1で1か2と回答された方にお聞きします。自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系構築の根拠は何ですか(複数回答)。

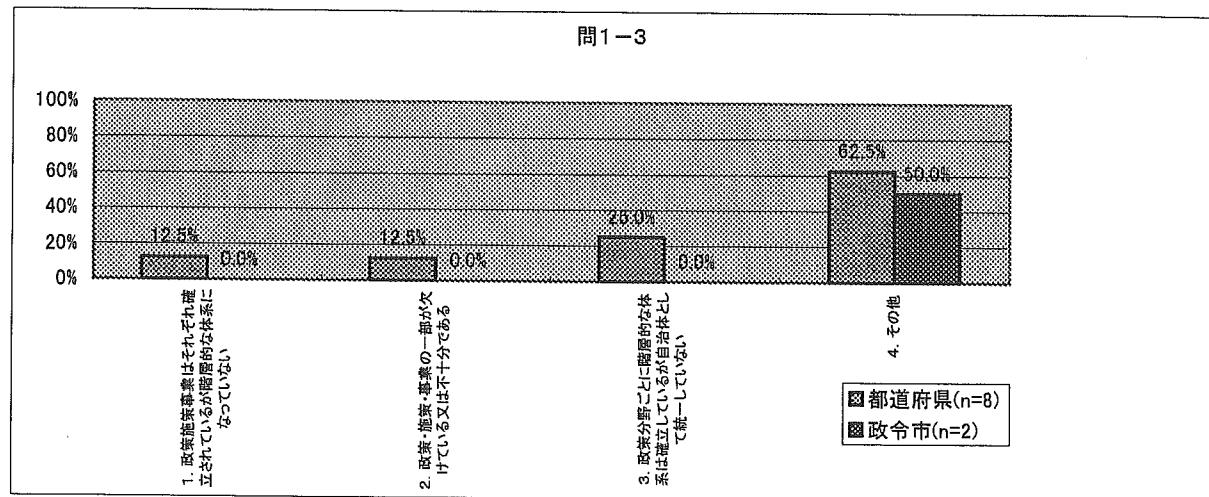
	1. 総合計 画	2. 予算	3. 政策評 価の結果	4. 根拠な し	5. その他
都道府県(n=29) (%)	26 89.7%	3 10.3%	4 13.8%	0 0.0%	3 10.3%
政令市(n=7) (%)	7 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系構築の根拠については、都道府県、政令指定都市共に「1. 総合計画」を体系構築の根拠としている自治体が最も多いことが明らかになった（都道府県が 89.7%、政令指定都市が 100.0%）。都道府県においては、その他に「2. 予算」(10.3%) や「3. 政策評価の結果」(13.8%) を政策・施策・事業体系の根拠としている自治体があった。また「5. その他」の回答としては「都道府県マニフェスト」や「知事と各局長との政策合意」といった回答を得た。

問1-3 問1で3~5と回答された方にお聞きします。自治体として統一された階層的な政策・施策・事業体系の構築が不十分だと考える理由は何ですか（複数回答）。

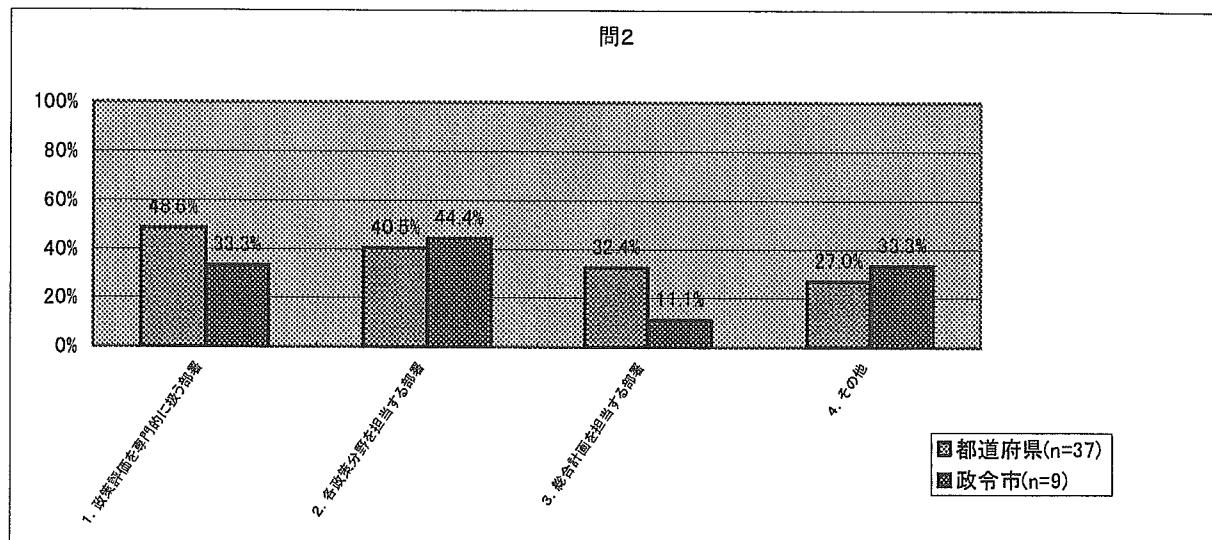
	1. 政策施策事業はそれぞれ確立されているが階層的な体系になっていない	2. 政策・施策・事業の一部が欠けている又は不十分である	3. 政策分野ごとに階層的な体系は確立しているが自治体として統一していない	4. その他
都道府県(n=8) (%)	1 12.5%	1 12.5%	2 25.0%	5 62.5%
政令市(n=2) (%)	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%



問1において、階層的な政策・施策・事業体系の構築が不十分であると回答した自治体を対象にその理由を質問した。問1の結果からわかるように多数の自治体において階層的な政策・施策・事業体系が構築されているため、問1－3に回答している自治体は少數となっている。都道府県においては「1. 政策・施策・事業はそれぞれ確立されているが階層的な体系にはなっていない」、「2. 政策・施策・事業の一部が欠けている又は不十分である」と回答したのが各1都道府県、「3. 政策分野ごとに階層的な体系は確立しているが自治体として統一されていない」と回答したのが2都道府県という結果となった。なお「4. その他」の回答としては「長期総合計画はあるが進行管理を実施していない」や「政策評価との関連性が確保されていない」といった回答を得た。

問2 貴自治体において政策・施策・事業体系を構築しているのはどの部署ですか(複数回答)。

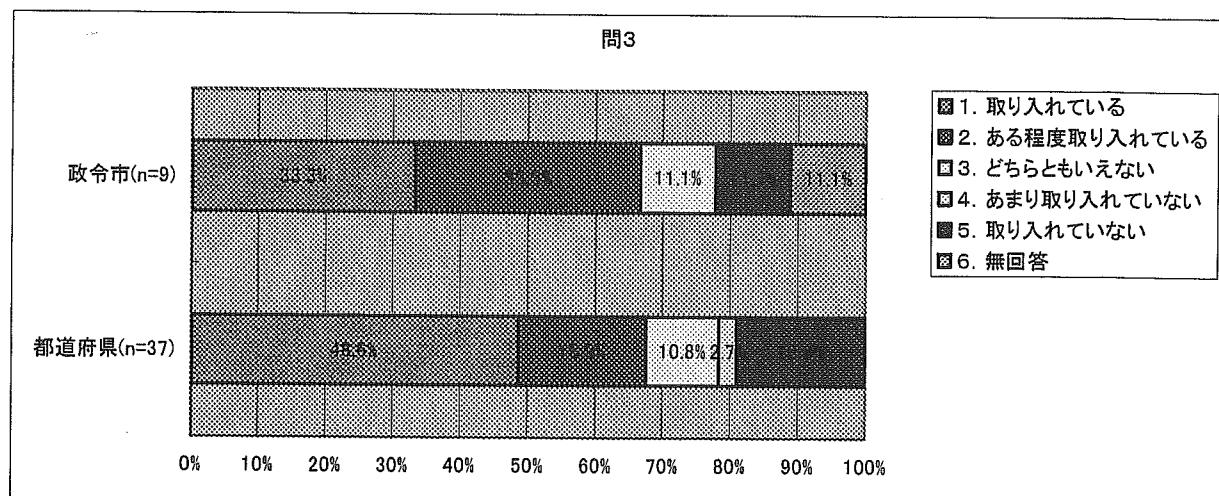
	1. 政策評価を専門的に扱う部署	2. 各政策分野を担当する部署	3. 総合計画を担当する部署	4. その他
都道府県(n=37) (%)	18 48.6%	15 40.5%	12 32.4%	10 27.0%
政令市(n=9) (%)	3 33.3%	4 44.4%	1 11.1%	3 33.3%



都道府県においては「1. 政策評価を専門的に扱う部署」(48.6%)が最も多く、次いで「2. 各政策分野を担当する部署」(40.5%)、「3. 総合計画を担当する部署」(32.4%)となっている。一方、政令指定都市においては「2. 各政策分野を担当する部署」(44.4%)、「1. 政策評価を専門的に扱う部署」(33.3%)が多くなっており「3. 総合計画を担当する部署」(11.1%)は少なくなっている。「4. その他」としては「企画担当部署」や「行政改革担当部署」といった回答を得た。

問3 政策・施策・事業体系を構築する際、外部の有識者の意見を取り入れていますか(単一回答)。

	1. 取り入れている	2. ある程度取り入れている	3. どちらともいえない	4. あまり取り入れていない	5. 取り入れていない	6. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	18 48.6%	7 18.9%	4 10.8%	1 2.7%	7 18.9%	0 0.0%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	3 33.3%	3 33.3%	1 11.1%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	9 100.0%



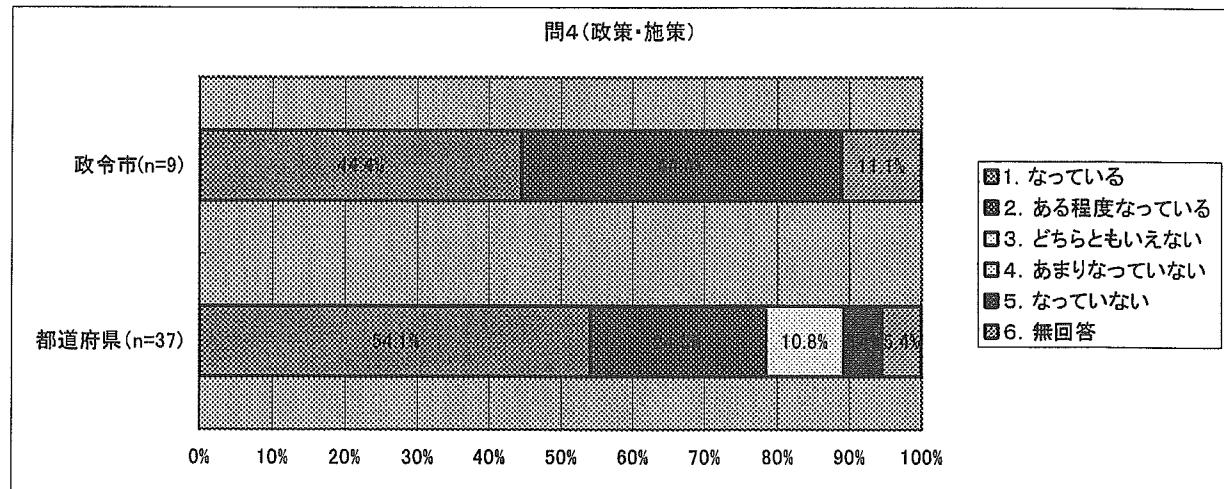
政策・施策・事業体系を構築する際に、外部有識者の意見を取り入れているかどうかについては、「1. 取り入れている」又は「2. ある程度取り入れている」と回答した自治体が、都道府県においては全体の 67.5%、政令指定都市においては全体の 66.6% となった。従って、半数以上の自治体が政策・施策・事業体系を構築する際に「外部有識者の意見を取り入れている」ということが明らかになった。一方で「4. あまり取り入れていない」又は「5. 取り入れていない」と回答した自治体が都道府県において 21.6%、政令指定都市において 11.1% となっている。

問4 政策と施策、施策と事業がそれぞれ目的と手段として適切な関係になっていますか(単一回答)。

(政策と施策)

	1. なっている	2. ある程度なっている	3. どちらともいえない	4. あまりなっていない	5. なっていない	6. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	20 54.1%	9 24.3%	4 10.8%	0 0.0%	2 5.4%	2 5.4%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	4 44.4%	4 44.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	9 100.0%

問4(政策・施策)

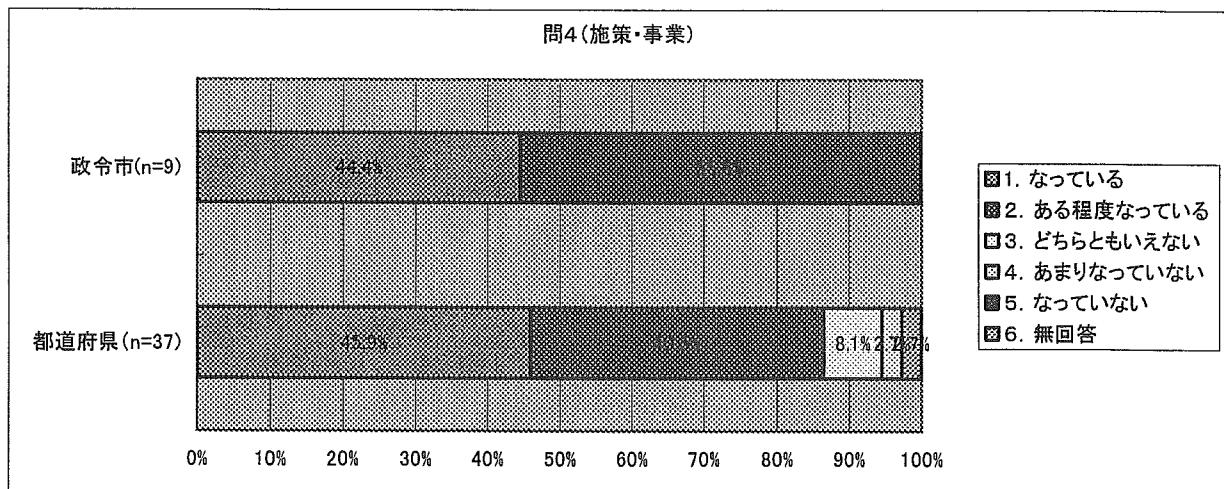


政策と施策がそれぞれ目的と手段として適切な関係になっているかどうかについては、「1. なっている」又は「2. ある程度なっている」と回答した自治体が、都道府県においては 78.4%、政令指定都市においては 88.8%と、大部分の自治体において目的と手段の関係が確立していることが明らかになった。

(施策と事業)

	1. なっている	2. ある程度なっている	3. どちらともいえない	4. あまりなっていない	5. なっていない	6. 無回答	計
都道府県(n=37) (%)	17 45.9%	15 40.5%	3 8.1%	1 2.7%	0 0.0%	1 2.7%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	4 44.4%	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%

問4(施策・事業)

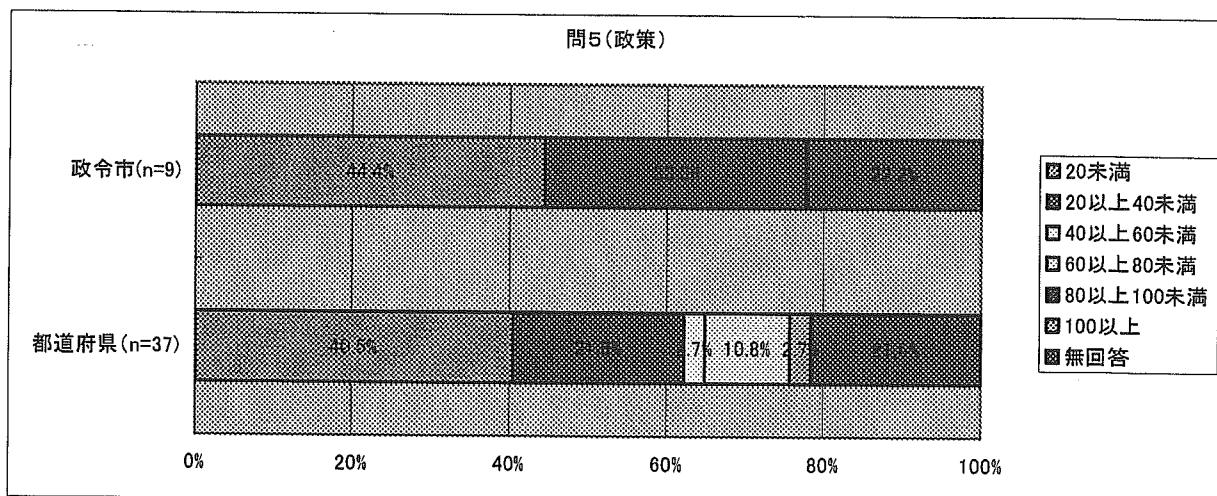


施策と事業の関係については、「1. なっている」又は「2. ある程度なっている」と回答した自治体が、都道府県においては 86.4%、政令指定都市においては 100%と、政策と施策の関係以上に多くの自治体において目的と手段の関係が確立されていることが明らかになった。

問5 政策・施策・事業の数をお答えください。

(政策数)

	20未満	20以上40未満	40以上60未満	60以上80未満	80以上100未満	100以上	無回答	計
都道府県(n=37) (%)	15 40.5%	8 21.6%	1 2.7%	4 10.8%	0 0.0%	1 2.7%	8 21.6%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	4 44.4%	3 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 22.2%	9 100.0%



政策数は都道府県、政令指定都市共に「20未満」が最も多く（都道府県が40.5%、政令指定都市が44.4%）、次いで「20以上40未満」となっている（都道府県が21.6%、政令指定都市が33.3%）。都道府県においてはそれらに次いで「60以上80未満」が10.8%となっている。

(施策数)

	50未満	50以上100未満	100以上150未満	150以上200未満	200以上250未満	250以上	無回答	計
都道府県(n=37) (%)	6 16.2%	10 27.0%	7 18.9%	3 8.1%	2 5.4%	6 16.2%	3 8.1%	37 100.0%
政令市(n=9) (%)	1 11.1%	4 44.4%	2 22.2%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 11.1%	9 100.0%